

お知らせ

しものせき
JR下関駅東口周辺の自転車の通行が便利になります！

～国道・県道の自転車道の通行が可能に～

下関市竹崎町のJR下関駅東口周辺の自転車道のうち、一般国道9号竹崎自転車道整備事業として竹崎交差点から下関郵便局前までの約300mの区間が、また、一般県道下関停車場線自転車道整備事業として市道との交差点から竹崎交差点までの約60mの区間が、それぞれ完成し、下記の日時から通行が可能となります。

また、あわせて下関警察署の協力のもと、国・県・市の職員により自転車の利用方法の周知や交通マナーの啓発活動を現地で行います。

なお、県道下関停車場線、市道竹崎町29号線及び市道竹崎細江線の一部区間の自転車道等は既に通行が可能となっています。

記

通行が可能となる日時：平成27年10月20日(火) 午前10時(予定)

※以下の日時に、周知するチラシ(別紙参照)を配布します。

- ・平成27年10月20日(火)午前10時00分～午前11時30分
- ・平成27年10月21日(水)午前 7時30分～午前 9時00分
- ・平成27年10月25日(日)午前10時00分～午前11時30分



山口県

10月20日は、ゆるキャラ「ちよるる」と「エコペン」の参加及び自転車走行デモを行います！！
10月25日は、ゆるキャラ「エコペン」が参加します！！



歩行者

自転車

なお、報道関係者用の駐車場は用意しておりませんので、最寄の有料駐車場等へ駐車願います。

■問い合わせ先

(国道9号に関して)

●国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所

副所長(管理担当) 岡本 哲典

(事業担当)交通対策課長 丹後 浩一

(広報担当)計画課長 吉田 真人

電話番号 (0835)22-1857(交通対策課直通)

(県道下関停車場線に関して)

●山口県下関土木建築事務所 工務第1課

課長 曾我 好則

電話番号 (083)223-7164

(市道竹崎町29号線に関して)

●下関市都市整備部 市街地開発課

課長 金丸 卓朗

電話番号 (083)-224-2025

一般国道9号竹崎自転車道整備 概要

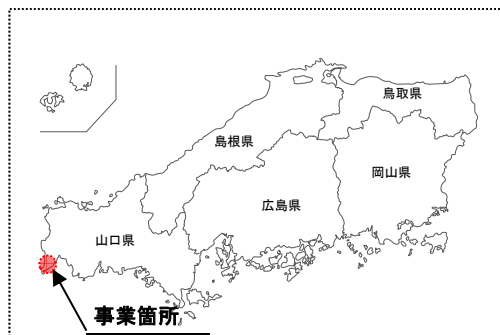
1. 事業の必要性及び概要

当該箇所は、^{しものせき}下関市の中心に位置し、歩行者と自転車の利用が多く、付近の^{おうえ}王江小学校の通学路としても利用されていますが、朝夕の通勤、通学時間帯には、自転車と歩行者が同じ歩道空間を利用しているため危険な状況です。

このため、自転車道の新設整備を行い、学童等の歩行者や自転車が安全・安心に通行できる歩行空間及び自転車走行区間を確保しました。

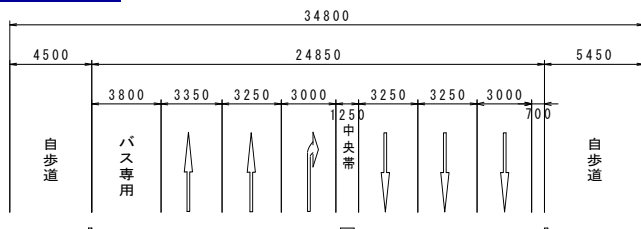
2. 事業箇所

山口県下関市阿弥陀寺町～竹崎町

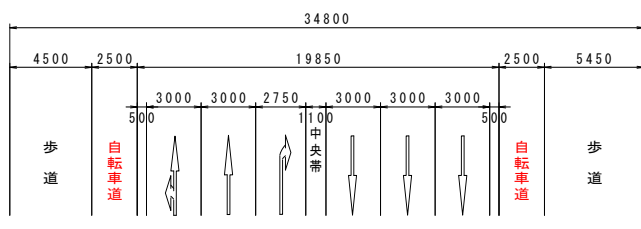


標準横断図

(現況)



(計画)



確認しよう!

自転車の通行方法

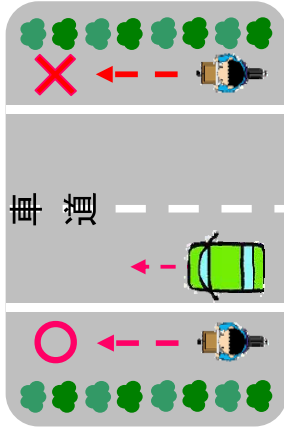
路側帯がある道路では

路側帯を通行することができます

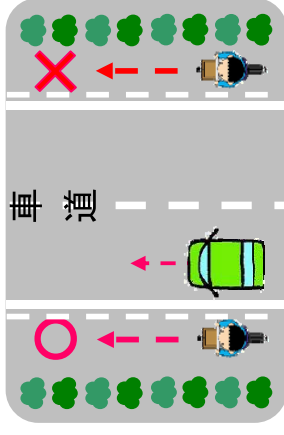
※ 歩行者用路側帯(白色の2本実線)を除く

路側帯を通行する場合、**道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。**
この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

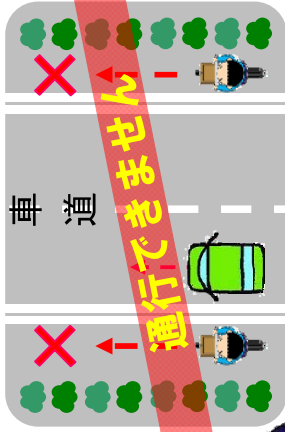
★ 実線1本の路側帯



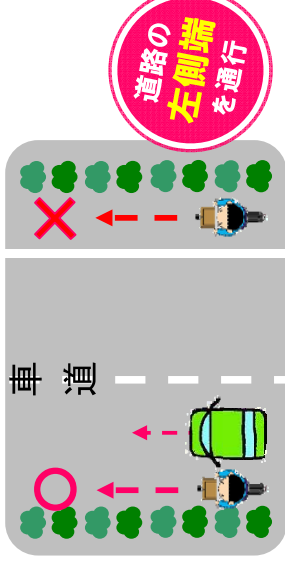
★ 実線と破線の路側帯(駐停車禁止路側帯)



★ 実線2本の路側帯(歩行者用路側帯)

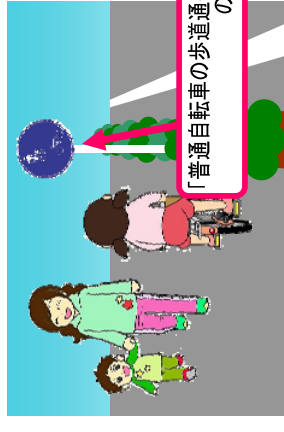


★ 進行方向の右側のみ路側帯がある場合



自転車で歩道を通行できる場合

① 道路標識などで歩道を通行することができる場合



・歩道通行時は車道寄り部分を**徐行**
・歩行者の通行を妨げる場合は**一時停止**

② 自転車の運転者が次の場合であるとき

- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 身体が不自由な方

- 工事中
- 連続した路上駐車
- 自動車と接触する危険

歩道は車道寄りを徐行しましょう!

歩道は歩行者優先

こんな乗り方していませんか?

次のような乗り方は、法律で禁止されている危険な乗り方の一例です。自転車も乗り方次第では多くの人を傷つけ、時には命を奪う凶器になります。絶対にやめましょう。

▲ 信号無視



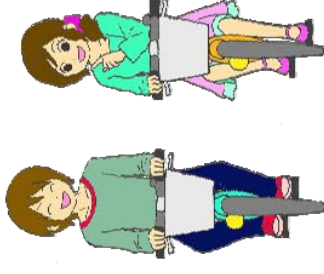
3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

▲ 2人乗り



2万円以下の罰金
又は料料

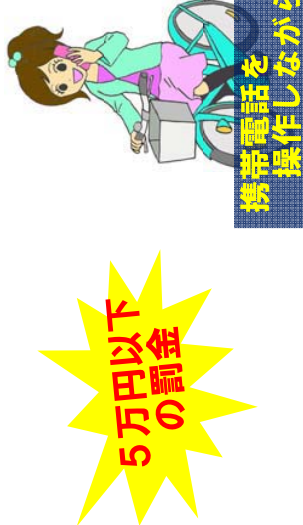
▲ 並進



2万円以下の罰金
又は料料

ながら運転

ながら運転は、バランスを崩す・運転に必要な音が聞こえない・視界が悪くなるなど、大変危険です!



5万円以下の罰金

自転車保険の準備をしよう!

自転車による交通事故で、高額な補償を求められる事があります。万一の事態に備え、**TSマーク付帯保険**に加入しましょう!

TSマークとは、自転車安全整備店で自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車が貼付されるものです。
TSマークを自転車のフレームに貼ってもらくと、傷害保険・賠償責任保険がつき、点検・整備後1年間は事故の補償を受けることができます。

第一種TSマーク(青色マーク)

- ◆ 傷害補償
 - 入院15日以上... (一律)1万円
 - 死亡・重度後遺障害(1~4級)... (一律)30万円
- ◆ 賠償責任補償
 - 死亡・重度後遺障害(1~7級)... (限度額)1,000万円

第二種TSマーク(赤色マーク)

- ◆ 傷害補償
 - 入院15日以上... (一律)10万円
 - 死亡・重度後遺障害(1~4級)... (一律)100万円
- ◆ 賠償責任補償
 - 死亡・重度後遺障害(1~7級)... (限度額)5,000万円
 - 被害者見舞金
- 入院15日以上... (一律)10万円



平成27年6月1日施行

自転車運転中に
危険行為をくり返すと
(3年以内に2回以上)

自転車運転者講習
を受けることになります。

● 講習の対象となる危険行為とは

- ・信号無視
- ・一時不停止
- ・遮断路切立入り
- ・酒酔い運転
- ・通行禁止違反

● 講習制度のながれ



※ 受講命令に違反した場合は...5万円以下の罰金

